

大分県文化振興基本方針

素 案

大 分 県

大分県文化振興基本方針【改定後】

一目次一

- 第1 策定の背景
- 第2 基本方針の位置付け
- 第3 基本理念
- 第4 基本視点(文化振興施策を推進する視点)
- 第5 推進体制の充実

第1 策定の背景

私たちのふるさと大分は、美しく豊かな自然の恵みを受けて、古来、地域の固有の歴史と風土に育まれた数多くの個性的な文化を築き上げてきました。その文化遺産の恩恵を受けた文化環境の中で私たちが日々の生活を営んでいます。

いま、少子高齢化、人口減少の進行や、国際化や環境問題への対応など新たな時代の変化によって地域社会が大きな変貌を遂げようとしています。そのなかで、今まで受け継がれてきた地域の伝統文化や生活文化の保存と継承が求められるとともに、変化に対応した地域社会を支える文化の創造が求められています。

また、経済の発展による社会の成熟化や情報通信技術の進展等に伴い、人々の価値観や生活様式が大きく変化、多様化しています。人々はゆとりや潤いの感じられる快適な暮らしや、いきがい、心のやすらぎを求めるなど生活の質を重視するようになり、それらに寄与する芸術文化(注1)の意義が広く認識され、文化を通じた真の豊かさが求められるようになってきています。こうした人々の要求に応じた文化の振興が社会の課題となっています。

芸術文化は、人々の感性に訴え、深い感動を与えて、人々を様々な活動に導き、その文化のエネルギーが社会経済に影響を与え、新たな活力をもたらします。県民が主体的に活発な文化活動を行う、活気に満ち、賑わいあふれる「元気な大分県」を創っていく取り組みが必要です。

そのため、大分県では、平成16年に文化振興に取り組む県の姿勢と責務を明らかにした「大分県文化振興条例」を制定するとともに、翌17年には当基本方針を策定し、県民一人ひとりが地域で安心して心豊かに暮らすことができ、文化を活かした活力ある地域を創ることにより、文化を担う人々がいきいきと活動し発展する大分県づくりをめざして、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

(改定について)

当基本方針は、県立美術館の開館による芸術文化環境の変化を捉えて平成28年3月に改定しました。

改定後10年が経過する間、国においては、平成29年6月の「文化芸術基本法」の施行に続き、平成30年6月の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和2年5月の「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」を制定し、芸術文化活動を通じた障害者の個性・能力の発揮と社会参加の促進や、観光面での戦略的な活用に対する支援を始めました。また、県においても、平成30年の「第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」や令和4年の「東アジア文化都市2022大分県」を開催し、本県芸術文化の裾野の拡大や、中国・韓国との文化交流の推進に取り組んできました。

一方、芸術文化を取り巻く社会環境は、想定を上回るスピードで進む少子高齢化・人口減少による地域社会の衰退や、地域コミュニティの希薄化などにより大きく変化しました。とりわけ、令和2年に始まった新型コロナウイルスの感染拡大の中で、私たちは文化イベントの中止や規模縮小を経験し、芸術文化が心豊かな暮らしを送る上で欠くことのできないものであることを痛感したところです。

こうした芸術文化を取り巻く大きな環境の変化を捉えて、当基本方針のさらなる見直しを行います。

第2 基本方針の位置づけ

この「文化振興基本方針」は、「大分県文化振興条例」第7条に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

本方針は中長期の施策の基本方針であるため、社会経済情勢の変化等に対応して、適宜内容を見直すこととします。

また、本方針で示した基本視点を踏まえた短期の重点戦略を定めるアクションプランとして「大分県文化創造戦略」を策定するとともに、本県の長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」に掲げる目標指標により、施策の評価を行うものとします。なお、本戦略は、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、概ね3年を目途に見直しを行うものとします。

第3 基本理念

文化振興の推進に当たっては、文化振興条例第2条に掲げられた次の三つの基本理念にのっとり、施策を総合的に策定、実施します。

- 1 地域文化の創造並びに伝統文化の保存と継承を通じて、活力ある地域社会を形成することにより、文化の香り高いふるさと大分を創造する。

- 2 文化の担い手が一人ひとりの県民であることを認識し、県民の主体的な参加による自由な発想と文化活動を尊重する。
- 3 芸術文化、伝統文化、生活文化等は、県民が誇りと独自性を感じることができる県民の共通の財産として尊重され、将来の世代に引き継がれるよう努める。

第4 基本視点(文化振興施策を推進する視点)

基本理念にのっとり、文化振興施策の実施に当たって常に配慮していくべき基本視点を、次のキーワードによって集約、表現し様々な施策展開を図っていきます。

① 豊かな人間性と創造性を育む

芸術文化に触れ、取り組むことは、人々の感性に訴えて感動や共感をもたらし、心や生活を豊かにするほか、創造性や表現力を高めるとともに、他者への寛容の心を育み、ひいては多様性を認め合える心豊かな社会の実現へつながります。

また、国内外の優れた芸術作品を鑑賞することは、人々の感性を磨き、自分の個性を発見し、それぞれに合った文化活動に主体的に参加し、実践する動機付けともなります。

特に、次代を担う子どもたちについては、学校現場における情操教育や地域活動を通じて文化に親しみ参加する機会をつくることで、心豊かで創造性にあふれる人間として成長するためのバックボーンを形成することが大切です。

このため、県民に質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、できるだけ身近な場所で、気軽に芸術文化の鑑賞ができるように配慮することも必要です。そのための様々な文化情報の提供にも努めるとともに、企業の協賛やN P O・ボランティアの協力など民間活力を活かし、文化団体や市町村とも連携を取りながら、良好な文化環境を構築することが求められます。

② 伝統をつなぎ、新たな文化が華開く

文化は、先人が地域の自然や風土の中で形づくってきた、かけがえのない貴重な遺産です。これらは地域に住むもののアイデンティティを形成し、郷土への愛着と誇りを育むものです。大分県には数多くの豊かな文化遺産があり、これらは「県民共通の財産」として尊重されるべきものです。本県では、変化に富んだ気候風土や約300年にわたった小藩分立の歴史によって、それぞれの地域で独自の気風が育っています。このことが県内の各地域に多様性に富んだ独特の文化財や伝統芸能などの伝統文化が存在する背景となっています。また、古来、国東半島で華ひらいた神仏習合の六郷満山文化や、西欧からもたらされたキリストン文化、さらには三浦梅園、帆足万里、広瀬淡窓、田能村竹田、前野良沢、福沢諭吉などの江戸期や明治の文明開化に活躍した先人にみられるように、異文化を積極的に摂取・融合し、固有の文化を創造する進取の精神に富んでいるといわれています。また、これを受け継いで、滝廉太郎、朝倉文夫、福田平八郎、高

山辰雄、野上弥生子、赤瀬川源平、磯崎新など、様々な分野の芸術家が育まれました。私たちは、先人から受け継いだ貴重な文化的資産を次の世代へとつなぐとともに、新しい感覚・感性から生み出される様々な表現も柔軟に受け入れながら、地域で生み出された新しい芸術文化を大切に育まなくてはなりません。

しかし、少子高齢化や人口減少が進む中、自然や歴史に根差した地域固有の文化の衰退が懸念されるとともに、伝統芸能や芸術文化の後継者や指導者等「担い手」の不足が深刻化しています。このため、今後も芸術文化を享受するとともに次代へと受け渡すことができるよう、若手芸術家や継承者などの人材の育成が必要です。

③ 創造県おおいたの推進

芸術文化は人の感性や創造性を育み、年齢や国籍、障がいの有無などを問わず、人と人とのつながる機会を創出してコミュニティの活性化に寄与します。また、ビジネス分野においては、アートやデザインを活用したブランディングにより、商品に付加価値を与え、差別化を図ることができます。本県は、芸術文化のこのような特性を、観光や地域づくり、異文化理解や国際交流、福祉や教育のほか、企業活動における新たな商品・サービスの創出など、様々な分野の課題解決に活用する「創造県おおいた」の取組により、地域の元気づくりを進めます。

国においては、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置付けるとともに、「創造都市ネットワーク日本（C C N J）」を通じた国内の文化芸術創造都市間のネットワーク強化を支援しています。本県も平成26年6月にC C N Jに加盟しており、参加自治体との情報交換等を通じて「創造県おおいた」のさらなる推進に努めます。

なお、「創造県おおいた」の推進には、芸術文化を活用した取組を推進するアートマネジメント人材や、豊かな創造性をビジネスに活かすクリエイティブ人材の育成も求められます。

第5 推進体制の充実

① 県民・文化団体等・行政の連携強化の充実

文化振興県民会議を中心として、文化の担い手である県民、文化団体等と行政とが連携を強化して文化振興の総合的な推進を図ります。

文化活動を行う県民と民間団体、企業等が、その特徴を生かしながら役割を分担し、連携・協働できるような環境づくりを推進します。

② 国・県・市町村の協力連携の充実

施策を推進する行政間が互いに連携協力し、協働・分担を図りながら文化振興が効果的に実施されるために、「文化芸術振興基本法」等に基づいて文化振興策を実施する国と、「文化振興条例」に基づいて広域的な視点で施策を展開する県、及び住民に身近な取り組みを行う市町村とが連携をとって文化振興を推進します。

県においても、府内の関係部局間の連絡調整の強化を図り、施策の総合的な進行管理を行います。

(注1)芸術文化

大分県文化振興基本方針では、大分県文化振興条例に規定する「芸術文化」「伝統文化」「生活文化等」を代表して「芸術文化」と以下で記述します。